

(安全管理体制の適合性確認用)		監査年月日	年	月	日	監査リーダー	
						監査員	
被監査部門	営業所	被監査部門責任者		監査員			
監査評価の記号 = ○:適合 ×:不適合 △:改善推奨事項							
監査項目	チェック項目	根拠法令	監査評価				監査所見(客観的事実・その他)
			良好	概ね良好	やや不良	不良	
<b>1、「運輸安全マネジメント」に基づく運行管理体制</b>							
<b>(1) 一般的な管理体制</b>							
① 営業面で必要な掲示が整備(更新)されているか	イ、運送約款(乗合・貸切)の公示	運輸規則第4条					
	ロ、運賃・料金の公示	運輸規則第4条					
	ハ、運行系統・始発及び終発の時刻等の掲示	運輸規則第5条					
	ニ、掲示事項の変更の予告	運輸規則第6条					
② 業務上で必要な掲示・書類が整備(更新)されているか	イ、組織図(運行管理体制)	運輸規則第47条の9					
	ロ、緊急・異常時の措置・連絡体制	運輸規則第19・20条					
	ハ、就業規則書類の整備	労働基準法15・36条					
	ニ、飲酒運転防止対策	運輸規則第21条4項					
③ 乗務員台帳は整備されているか	イ、全員分が揃っているか	運輸規則第37条					
	ロ、記載事項は網羅されているか	〃					
	ハ、最新のものがそろっているか	〃					
④ 運転免許証の管理体制	イ、運転免許台帳の整備	道路運送法第25条					
	ロ、免許証携帯確認状況	〃					
⑤ 乗務員の健康状態の把握	イ、健診記録の保存	運輸規則第21条5項					
	ロ、健診結果に応じた対処	〃					
<b>(2) 運行管理体制</b>							
① 運行管理面で必要な書類等が整備されているか	イ、運行管理規程	運輸規則第48条の2					
	ロ、乗務員服務規程	運輸規則第41条					
	ハ、運営日誌は詳細に記載されているか	運輸規則第48条					
② 善行・苦情台帳は整備されているか	イ、記入漏れはないか	運輸規則第3条					
	ロ、苦情に対する弁明を行っているか	〃					
	ハ、経緯を詳細に記載されているか	〃					
③ 過労防止の措置は取られているか	イ、36協定の上限時間の遵守状況	労働基準法36条					
	ロ、改善基準の遵守状況	運輸規則第21条					
	ハ、運行表と実態との乖離	運輸規則第27条2項					
④ 運行の安全を確保する体制がとられているか	イ、異常気象時における指示体制は整っているか	運輸規則第20条					
	ロ、危険箇所を記した地図はあるか	運輸規則第29条					
	ハ、運転基準図は最新のものはあるか	運輸規則第27条1項					
	ニ、運行指示書(貸切)は適切に作成されているか	運輸規則第28条の2					
⑤ 出退勤の状況を把握しているか	イ、点呼簿の記入内容	運輸規則第24条4項					
	ロ、点呼は適切に実施・記録されているか	〃					
⑥ 乗務員への指導・教育が適切に行われているか	イ、チャート紙による指導	運輸規則第38条1項					
	ロ、乗務員月次教育指導記録	〃					
	ハ、事故惹起運転者等への個別指導記録	〃					
	ニ、配布物受渡記録	〃					
⑦ 事故等への対応は適切に行われているか	イ、適性診断受診とそれに伴う指導の記録	運輸規則第38条2項					
	イ、事故台帳は適切に記載されているか	運輸規則第26条の2					
	ロ、事故処理は適切に行われているか	運輸規則第18条・19条					
	ハ、原因究明と再発防止措置はとられているか	運輸規則第26条の2					
<b>(3) 車両管理関係</b>							
	イ、日常点検の実施状況	道路運送車両法第47条の2					
	ロ、日常点検の記入方法(ポデーチェック)	〃					

内部監査チェック表

No2

監査評価の記号 = ○: 適合 ×: 不適合 △: 改善推奨事項							
監査項目	チェック項目	根拠法令	監査評価				監査所見(客観的事実・その他)
			良好	概ね良好	やや不良	不良	
<b>2. 施設・設備の状況</b>							
<b>(1) 車庫構内・駐在車両の状況</b>							
①施設等の状況	イ、車輪止め(施設)の状況	整備管理規程第20条					
	ロ、給油設備の維持管理状況	整備管理規程第19条					
	ハ、洗車設備の維持管理状況	運輸規則第47条					
	ニ、車庫内清掃状況	整備管理規程第7条					
②駐在車両の状況	イ、点検整備記録簿の備付け	道路運送車両法運輸規則第45条2項					
	ロ、車両への応急用器具等の備付け	運輸規則第43条1項					
	ハ、車両の清掃状況	運輸規則第44条					
	ニ、車内必須掲示物の状況	運輸規則第42条					
	ホ、車輪止めの実施状況	整備管理規程第20条					
<b>(2) 車庫・建物内状況</b>							
	イ、お客様待合室施設の管理状況	整備管理規程第7条					
	ロ、休憩・仮眠施設の管理状態	運輸規則第21条2項					
	ハ、屋内の清掃・整理整頓状況	整備管理規程第7条					
<b>3. そのほか職場規律など</b>							
<b>(1) 点呼の執行状況</b>							
①点呼前の状況	イ、出勤状態(余裕を持った出勤)	安全服務規程第5条					
	ロ、アルコール検知前のうがい	運輸規則第24条3項					
	ハ、アルコール検知器での検知実施	//					
	ニ、アルコール検知器による数値の確認	//					
②点呼時の状況	イ、服装の厳正	運輸規則第24条					
	ロ、免許証携帯の確認	運輸規則第24条					
	ハ、健康状態の把握	運輸規則第21条5項					
	ニ、気象情報・道路交通情報の伝達	運輸規則第20条					
	ホ、その他の指示事項の伝達	運輸規則第24条					
	ヘ、パスピー・私金携帯の確認	安全服務規程第23条					
<b>監査実施者所見欄</b>							